平成２４年（フ）第６７８号
千葉県流山市大字東深井10番地の25
債務者　木村　　泉
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８１号
千葉県柏市東上町５番６号　イーグルハイツＢ―101号
債務者　大竹　　薫
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９２号
千葉県野田市木間ケ瀬4790番地２
債務者　草野　梅女
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１３号
福井県越前市千福町91番地の５　ラ・フォーレ45―105
債務者　古賀　セルジオ　タダシこと　ＫＯＧＡ　ＳＥＲＧＩＯ　ＴＡＤＡＳＨＩ
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
兵庫県西宮市越水町９番５号
債務者　川上富美子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３号
沖縄県石垣市字真栄里167番地２
債務者　西原　茂充
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第７１号
群馬県桐生市境野町１丁目1172番地　古川アパートＡ棟205号
債務者　石原　太郎
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１７８号
三重県津市高茶屋小森町1992番地　レオパレスシャルマン南郊209号室、申立時の住所三重県松阪市小野江町136番地１　レオパレスＹＲⅡ203号室
債務者　河野　一敏
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９２号
三重県津市香良洲町1138番地
債務者　服部　守博
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４２号
滋賀県東近江市野口町627番地７野口第２団地２―Ｄ
債務者　新井あゆみ
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６０９号
神戸市東灘区住吉台４番５―804号
債務者　小早川　覚
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９８号
神戸市長田区菅原通１丁目20番地　グローバルハイツ201号
債務者　鵜瀬　　真
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９号
鳥取県米子市目久美町57番地３
債務者　藤原　　恵
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１５７号
鳥取県米子市永江509番地
債務者　水下　宗典
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３３８号
愛媛県松山市古川南１丁目９番１号
債務者　木村　英子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
福岡県筑後市大字野町246番地５
債務者　大籠　雅彦
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第８９号
佐賀県唐津市町田３丁目６番25号
債務者　本山　拓慈
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２１７号
富山市上飯野22番地１　ニュー上飯野タウンパートⅡＧ棟201号
債務者　永野　　優
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
富山地方裁判所民事部